

# マウス凍結胚/精子またはマウスの供給依頼

## 目次

マウス供給に必要な書類	ページ
保存凍結胚供給申請書-----	1
マウス保存凍結胚供給に係る同意書-----	2
承諾書-----	4
別添資料	
熊本大学生命資源研究・支援センター	
遺伝子改変マウス作製等受託規則-----	6

(様式5)

平成 年 月 日

保存凍結胚供給申請書

熊本大学生命資源研究・支援センター長 殿

依頼者 所属機関名  
職 名  
氏 名 印  
(法人にあっては代表者)

熊本大学遺伝子改変マウス作製等受託規則及び所定の遵守事項を遵守の上、保存凍結胚の供給を下記のとおり申請します。

なお、作製料金の納付後は、いかなる場合も返還申し出は行いません。

記

マウス系統名	ID :	
研究課題名		
研究目的		
マウスの供給形態	<input type="checkbox"/> 個体 <input type="checkbox"/> 凍結胚 <input type="checkbox"/> 凍結精子	
樹立者又は寄託者からの供給承諾書添付の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 樹立者 <input type="checkbox"/> 寄託者 ) <input type="checkbox"/> 無	
氏名の口 - マ表示		
連絡方法	Tel:                      Fax:                      E-mail:	
支払経費区分	<input type="checkbox"/> 科研費 <input type="checkbox"/> 委任経理金 <input type="checkbox"/> その他 (                      )	
研究室名及び責任者名		
請求書の送付先が所属機関等と異なる場合は、次にご記入ください。		
機関名		
郵便番号		
所在地		
連絡方法	Tel:                      Fax:                      E-mail:	
備考		

## マウス保存凍結胚供給に係る同意書

平成 年 月 日

### 供給者

機関名：国立大学法人熊本大学生命資源研究・支援センタ -

住 所：熊本市本荘2丁目2番1号

機関長：国立大学法人熊本大学生命資源研究・支援センタ - 長 殿

### 依頼者

機関名：

住 所：

氏 名：

機関長：

印

印

国立大学法人熊本大学生命資源研究・支援センタ - 動物資源開発研究部門（以下「CARD」という。）が保存するマウスの凍結胚及び同凍結胚から作製したマウス（以下「本件マウス」という。）の供給申請にあたり、下記の条件に従うことに同意します。

### 記

- 1．依頼者は、本件マウスを次の課題にのみ利用すること。
  - ・マウス系統名
  - ・研究課題名
- 2．依頼者は、本件マウスの作成に要する費用を国立大学法人熊本大学が発する請求書により、当該請求書に定める納入期限までに納入すること。なお、通貨は日本円とすること。

依頼者は、本件マウスの作成に要する費用を所定の納入期限までに納入しないときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納入すること。

依頼者は、本件マウスの作成に要する費用を本学に入金するために要する費用、輸送費用及び輸送器具の返送料についても、依頼者が別途負担すること。
- 3．本件マウスの供給に当たり、寄託者の承諾を必要とする場合、依頼者は、事前に寄託者から「提供承諾書」により、承諾を得ること。
- 4．依頼者は、本件マウスをヒト（治療、診断、その他）や営利活動に直接使用しないこと。
- 5．依頼者は、本件マウスを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、依頼者以外の第三者に

利用させないこと。

- 6．依頼者は、本件マウスにより新たな研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容を寄託者に連絡し、その取扱いについて協議すること。
- 7．依頼者は、本件マウスを利用した研究成果等を発表する際は、CARDから供給されたことを明示し、その発表文の写しをCARDへ送付すること。CARDは、それをCARDの事業の成果として公表することができること。
- 8．本条件は、本件マウスに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を依頼者へ与えるものではないこと。
- 9．依頼者は、本件マウスの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、依頼者の責任によって対応しなければならないこと。ただし、CARDの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではないこと。
- 10．依頼者は、本件マウスが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件マウスの利用によって損失が生じた場合は、依頼者自らの責任で処理すること。
- 11．凍結マウス胚の融解後、良い結果が得られなかった場合、CARDはその責任を一切負わない。
- 12．依頼者及び依頼者の所属する機関は、本件マウスに関わる維持、取扱い、保存、繁殖、破棄、及び輸送に関して、CARDが不利益、被害を被ることのないように適用される法令等を遵守すること。
- 13．本件マウスの供給における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理すること。
- 14．依頼者が本条件に違反したとき、CARDは、以後、依頼者による本件マウス及びCARDのマウスの供給を停止することができること。
- 15．本同意書に定めのない事項及び本条件の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決すること。
- 16．本同意書は、日本法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

以上

【作成に当たっては、提供条件等について寄託者と十分打ち合わせること】

提 供 承 諾 書

\_\_\_\_\_（寄託者）は、\_\_\_\_\_（依頼者）の研究目的に使用するという要請により、CARD に寄託している生物資源を、本承諾書に記された条件により提供することを承認する。

1．本承諾書は、依頼者が実施する\_\_\_\_\_に関する研究に使用するために提供する\_\_\_\_\_という生物資源、その子孫もしくは派生物、及びそれらに関する情報（以下「本有体物」という。）について適用する。

2．上記の本有体物は、以下に示された条件の下で提供される。（以下から選択）  
依頼者は、研究成果を公表する際には、本有体物の提供に対して\_\_\_\_\_に謝意を表すものとする。

依頼者は、本有体物を共同研究を基本として使用することに同意する。共同研究で生じた事項については、両者誠意を持って解決を図るものとする。

依頼者は、研究成果の最初の出版物においては、\_\_\_\_\_を筆者として加えることに同意する。それ以降の出版物については、申請者は本有体物の提供に対して\_\_\_\_\_に謝意を表すものとする。

依頼者は、以下の条件下で本有体物を使用することに同意する。

\_\_\_\_\_

3．寄託者は、本有体物（修飾等によって得られた有体物に関連するいかなるものを含む。）の所有権を留保する。本有体物を用いた研究が、発見、発明、新用途あるいは製品（包括的に「発明」という。）に至った場合、依頼者は、第三者に対しては秘密を保持しつつ、寄託者に対してその発明を開示しなければならない。発明の法的権利は、発明に関与した個人の役割及び貢献を考慮し、両者の所属する長の相互合意によって決定されるものとする。

寄託者と依頼者は、この承諾書の2部の原本に署名し、それぞれが1部ずつ所有することとなる。

寄託者

氏名 \_\_\_\_\_  
役職 \_\_\_\_\_  
所属 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
署名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

依頼者

氏名 \_\_\_\_\_  
役職 \_\_\_\_\_  
所属 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
署名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

依頼者の所属する分野の主任研究者

氏名 \_\_\_\_\_  
役職 \_\_\_\_\_  
所属 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
署名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

## 熊本大学生命資源研究・支援センター遺伝子改変マウス作製等受託規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学生命資源研究・支援センター(以下「センター」という。)における遺伝子改変マウスの作製及び供給、保存凍結胚(保存凍結胚に由来するマウス個体を含む。)及び保存凍結精子の供給並びに胚及び精子の保存(以下「作製等」という。)に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺伝子改変マウス 遺伝子導入マウス及びキメラマウスをいう。
- (2) 受託作製等 センターが学外からの委託を受けて別表第1及び第2に掲げる作製等を行うことをいう。

### (作製等の申請)

第3条 作製等を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、所定の申請書を熊本大学生命資源研究・支援センター長(以下「センター長」という。)に提出して、その承諾を受けなければならない。

2 センター長は、センターにおける教育研究に支障のない場合に限り受託することができる。

### (遵守事項)

第4条 委託者は、センター長が別に定める事項を遵守しなければならない。

### (料金の納入)

第5条 第3条第1項の承諾を受けた委託者は、料金の調査決定の日から起算して30日以内で指定された期日までに、別表第1及び別表第2に掲げる料金を納入しなければならない。ただし、委託者が遠隔地に居住する等、出納命令役が特に必要と認める場合には、相当の日数を加算した範囲内において出納命令役が定める期日までに納入すれば足りる。

- 2 受託作製等は、原則として料金の収納後でなければ実施することができない。
- 3 既納の料金は、返還しない。

第6条 この規則に定めるもののほか、受託作製等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日規則第305号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年12月13日規則第133号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第115号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月27日規則第44号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日規則第238号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日規則第135号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成26年1月24日規則第21号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）

区分		単位	料金	
			委託者が国、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の場合	委託者が左欄以外の場合
遺伝子導入マウスの作製及び供給	委託者から DNA 溶液の送付を受けて作製し、供給する場合	1 件	552,887 円	718,753 円
キメラマウスの作製及び供給	委託者から交雑系 ES 細胞の送付を受けて作製し、供給する場合	1 件	580,548 円	754,712 円
	委託者から近交系 ES 細胞の送付を受けて作製し、供給する場合	1 件	834,804 円	1,085,245 円
寄託保存凍結胚・精子からの供給	委託者の同意を得て、凍結胚を供給する場合	1 件	112,320 円	146,020 円
	委託者の同意を得て、マウス個体として供給する場合	1 件	145,800 円	189,540 円
	委託者の同意を得て、凍結精子を供給する場合	1 件	20,900 円	27,170 円
（消費税相当額を含む。）				

別表第2（第2条、第5条関係）

区分		単位	料金			
			委託者が国、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の場合	委託者が左欄以外の場合		
その他の作製等（凍結保存を含む。）	委託者から、マウス個体の送付を受けた場合	胚及び精子を作製する場合	1 件	146,864 円	190,930 円	
		精子を作製する場合	1 件	34,544 円	44,910 円	
		胚を作製する場合	1 件	112,320 円	146,020 円	
	加算料金又は委託者から、凍結胚若しくは凍結精子の送付を受けた場合	凍結保存する場合		1 年間	10,800 円	14,040 円
		マウス個体で返還する場合	精子からの場合	1 件	111,256 円	144,640 円
			胚からの場合	1 件	33,480 円	43,530 円
（消費税相当額を含む。）						